

庄原市行政評価制度について



庄原市企画課
平成26年5月

1. 行政評価とは

庄原市の行政評価は、市が実施している事務や事業について「住民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果は得られているか」などの視点をもって評価・検証するもので、PLAN(企画立案)、DO(実施)、CHECK(点検)、ACTION(改革改善)というマネジメントサイクルのCHECK(点検)に相当します。

行政は、通常、新規事業の計画段階に事業の必要性や手法などを検討しますが、行政評価は事後に実施するものであり、実施した事業を多様な視点から評価・検証し、その結果を次年度以降の事業実施に活かしていく手段のひとつです。

したがって、行政評価は、新たな事業を「する・しない」ではなく、既存事業について「続ける・やめる」又は「見直す(拡大・縮小)」ことについての判断材料となります。

2. 目的

庄原市の行政評価は、事務事業の最適化を行うとともに、効率的かつ効果的な市政運営に資することを目的とします。

なお、コストの削減は、行政運営の最適化による効果のひとつであり、行政評価の主たる目的ではありません。

3. 実施根拠

(1) まちづくり基本条例

庄原市まちづくり基本条例第12条に規定する「施策の評価と公表」に基づき実施します。

○ 庄原市まちづくり基本条例（平成23年庄原市条例第28号）（抜粋）

（施策の評価と公表）

第12条 市は、施策の成果および達成度を市民の参画を得て評価し、その結果をわかりやすく公表するものとします。

(2) 第2期行政経営改革大綱

(2) 改革の要旨

市が実施している事務事業を客観的に評価し、次年度以降の取り扱いを検討することは、行政運営における基本的事項のひとつです。

本市での評価は、一部の事業を除き自己評価で完結していますが、まちづくり基本条例の趣旨も踏まえ、外部委員をはじめ市民の参画を得て、受益者・納税者・関係者などの多様な視点から評価・検証するシステムを構築します。

4. 現在、庄原市が実施している事業評価

(1) 地方自治法第233条第5項の規定に基づく「主要施策の成果に関する報告書」の作成及び議会報告

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

（決算）第233条

5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき庄原市教育事務評価検討委員設置要綱に規定する外部委員の意見を付して「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」を作成し、議会報告及びホームページで公開

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○ 庄原市教育事務評価検討委員設置要綱（平成21年庄原市教育委員会告示第2号）の規定に基づく評価検討委員は、①民生委員児童委員、②青少年育成市民会議、③庄原市PTA連合会、④庄原市公民館運営審議委員会、⑤庄原市博物館・資料館運営協議会、⑥庄原市図書館協議会⑦県立広島大学教授から選任されている。

○ 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」（抜粋）

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

① 道徳教育の充実

【取り組み・実績】

○ 地域に根ざした道徳教育の充実

・ 地域への愛着を深める道徳授業の推進

地域教材資料を活用した道徳の時間の授業改善に係る研修を3回（6月5日、8月24日、12月7日）実施、1月31日に実践報告・交流会を開催し、地域への愛着を深める道徳授業の推進東城推進地域における「心のノート」の活用方法の研修の実施

【成果・評価】

○ 道徳教育地域教材資料を活用した道徳の時間の授業改善について、各学校において、平成23年度の課題を基にした取り組みの方向性を焦点化させるよう校内研修の活性化を図り、地域への愛着を深める道徳の時間の推進を図った。

○ 東城推進地域が地域と連携した道徳教育に取り組み、教育研究会を通して授業実践や東城版心のノート等を発信した。

具体的施策	有効性	必要性	方向性
地域への愛着を深める道徳授業の推進	C	C	現状継続
日常的な自他を認める活動の推進	D	B	改善継続

評価基準： A 非常に高い B 高い C 普通 D 低い E 非常に低い

【課題・対応】

○ 道徳教育地域教材資料を活用した道徳の時間の授業づくりについて、各学校での課題を明確にし、交流を図りながら、研修を深める。

○ 学校間や地域との連携を踏まえた道徳教育の推進を図る。

5. 平成25年度試行実施状況

(1) 評価対象事業（6事業）

試行においては、これまで市民から指摘のあった事業等の中から、企画課が対象事業を選定

番号	事業名	所管課
1	県立広島大学研究開発助成事業	企画課
2	条件付一般競争入札執行事業	管財課
3	自治振興区振興交付金・特別振興交付金	自治振興課
4	チャイルドシート購入助成事業	市民生活課
5	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	環境政策課
6	自主防災組織支援事業	危機管理課

(2) 評価委員（5人）

行政経営改革審議会委員(11人)の中から5人を選出

(3) 評価委員会開催状況（6回開催）

開催回数	開催日	主な内容	傍聴者数
第1回	平成25年12月19日	・委員委嘱 ・庄原市の行政評価について ・平成25年度の評価対象事業について	2
第2回	平成26年1月17日	・県立広島大学研究開発助成事業 説明 ・条件付一般競争入札執行事業 説明	4
第3回	平成26年1月27日	・県立広島大学研究開発助成事業 評価 ・条件付一般競争入札執行事業 評価 ・チャイルドシート購入助成事業 説明 ・住宅用太陽光発電システム設置事業補助金説明	3
第4回	平成26年1月31日	・チャイルドシート購入助成事業 評価 ・住宅用太陽光発電システム設置事業補助金評価 ・自主防災組織支援事業 説明 ・自治振興区振興交付金・特別振興交付金説明	0
第5回	平成26年2月12日	・自主防災組織支援事業 評価 ・自治振興区振興交付金・特別振興交付金説明	4
第6回	平成26年3月6日	・自治振興区振興交付金・特別振興交付金評価 ・平成26年度以降の行政評価について	4

(4) 評価結果

	評価対象事業 及び所管課等	現状と課題	担当課評価	プラモニ 意見	評価委員会評価
1	県立広島大学研究開発助成事業 【企画課】 平成17年度～ H24事業費：9,504千円	新産業創出に向けた県立広島大学との連携事業であり、今後何らかの手法で実施すべきであるが、これまでの実用化実績等を踏まえ、見直しを検討する時期が到来している。	見直し 助成対象を大学から事業者に変更するとともに産学官連携を主で担う『しょうばら産学官連携推進機構』との連携強化を検討する。	現行 :3 拡充 :1 縮小 :4 終了 :0 見直し:8	見直し より地域経済の活性化に還元されるよう、補助金以外の新しい手法、産学官民の連携手法、助成対象者を事業者とすることなどを含め見直しを行うこと。
2	条件付一般競争入札執行事業 【管財課】 平成19年度～ H24事業費：-千円	1者により成立となるケースが見受けられる。競争性・公平性・透明性が求められる公共工事の発注において、1者入札の落札のあり方を検証すべきと考える。	見直し 競争性の確保を優先した場合、市外業者の受注となることも見込まれる。他の条件の内容を検証し、現行の条件付一般競争入札を継続することが適当と考える。		見直し 市内事業者を優先した取り扱いが必要であるが、技術者の配置基準の緩和等、制度の見直しを検討すること。なお、市内事業者、とりわけ小規模事業者に配慮を行うこと。
3	自治振興区振興交付金・特別振興交付金 【自治振興課】 平成17年度～ H24事業費：234,037千円	当面の自治振興区再編も完了し、交付金の交付総額、算定（配分）基準の見直しを検討する時期にある。	見直し 各地区（旧市町）で異なる補正率の取り扱いの検討を行う。	現行 :1 拡充 :5 縮小 :3 終了 :0 見直し:5	見直し 自治振興区のあり方や行政との関係、役割分担について検討された。人口補正率の見直し・自治会への配分のルール化・公費補助の原則から常に使途を明確にすることなど
4	チャイルドシート購入助成金 【市民生活課】 平成17年度～ H24事業費：352千円	すでに市民の装着意識も向上してきたと考えられる。事業の目的が達成されているか検証し、社会福祉協議会の貸出事業等の連携など、今後の事業方針について見直す必要があると考えられる。	見直し 本事業による普及効果はデータに表れにくい、保護者の経済的負担軽減という点でアンケート調査等により効果を判定することが有効だと考える。	現行 :6 拡充 :3 縮小 :0 終了 :2 見直し:2	終了 交通安全対策の視点からは目的達成と判断されるため事業終了とするが、少子化対策を否定するものではなく、この観点には十分配慮し、全庁的に施策を検討すること。
5	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 【環境政策課】 平成21年度～ H24事業費：11,079千円	国の制度により、買取価格が保障されており、助成の必要性に疑問が生じている。	終了 本制度は、平成27年3月31日を以って失効予定であるが、早期の終了も視野に入れ検討を行いたい。	現行 :2 拡充 :2 縮小 :2 終了 :6 見直し:1	終了 ・自然エネルギー施策は大切だが、市による施策よりマクロ視点からの国レベルの施策ではないか。 ・世の中の状況を考慮しても特段の必要性を見いだせない。
6	自主防災組織支援事業 【危機管理課】 平成24年度～ H24事業費：2,736千円	平成24年度から実施しているが、利用状況・課題を把握する中で補助金制度の見直しの検討、また、自主防災組織の支援策として他の支援策も検討の必要がある。	見直し 資機材の整備が進み地域防災力が強化された一方、ソフト面の申請は無く取組を促進する必要がある。今後、利用状況を勘案し、効果を判断する必要がある。	現行 :1 拡充 :1 縮小 :2 終了 :0 見直し:8	終了 活用がハード面に偏重しており終了とするが、ソフト面での支援は、不可欠であり、自主防災組織の育成・設立促進が図れるよう金銭的支援以外の手法も含め検討を行うこと。

(5) 試行及び庄原市行政経営推進会での協議を踏まえた制度設計

内容	平成25年度試行	本格実施(案)	変更理由
要綱	<u>評価委員会設置要綱</u>	<u>行政評価実施要綱</u>	・本格実施に向け、実施要綱を制定
評価項目及び評価段階	<u>必要性(6段階)</u> <u>認知度(5段階)</u> <u>有効性(5段階)</u> <u>受益者満足度(5段階)</u> <u>市民(納税者)納得度(5段階)</u> <u>代替性(5段階)</u> <u>まちづくり基本条例(5段階)</u>	<u>優先度(3段階)</u> <u>認知度(3段階)</u> <u>有効性(3段階)</u> <u>受益者満足度(3段階)</u> <u>市民(納税者)納得度(3段階)</u> <u>代替性(3段階)</u> <u>まちづくり基本条例(3段階)</u>	・行政が実施する事業に不要なものはないことから、必要性ではなく優先度が適当と判断 ・3段階評価に統一するとともに、簡潔な表現に変更
委員数	<u>5人</u>	<u>10人以内</u> (当面7人)	・案件によっては除斥委員が発生すること、及び性別・年齢等に応じ、多様な意見を徴することが適当と判断
委員構成	・ <u>学識経験を有する者</u> ・ <u>各種団体等が推薦する者</u> ・市民の代表 ・市長が必要と認めた者	・ <u>行政経験を有する者</u> ・ <u>企業経営者等</u> ・市民の代表 ・市長が必要と認めた者	・行政事務に精通した者及び経営者の視点が必要と判断
全庁評価	・ <u>行政経営推進会議</u> (実施なし)	<u>実施しない</u>	・まちづくり基本条例第12条の内容を踏まえるとともに、他の評価手法との整合を図るため、外部評価までが適当と判断 ・評価後の取り扱いは、行政評価を参考に所管課が判断する。
第2次評価対象の選定	<u>企画課</u>	・ <u>行政経営推進会議</u> ・ <u>民生施策推進会議</u> ・ <u>産業交流施策推進会議</u> ・ <u>環境建設施策推進会議</u>	・事務事業に関係・精通した部署での選定が適当と判断(外部委員からの申し出も可)

6. 庄原市の行政評価制度

(1) 行政評価委員会（外部委員）の設置

- ・ 外部評価を行う組織として「庄原市行政評価委員会」を設置する。
- ・ 委員の定数は、10人以内で構成する。（当面、7人で運用する。）
- ・ 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- ・ 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開を相当でないと認める場合は、この限りでない。
- ・ 委員構成（まちづくり基本条例に定める市民の中から選任）
 - ① 行政経験を有する者
 - ② 企業経営者等
 - ③ 市民の代表
 - ④ その他市長が必要と認めた者

（参考）県内他市の状況

	委員数	構成
広島市	外部評価なし	
呉市	外部評価なし	
竹原市	行政評価 未実施	
三原市	不定	分野ごとの市民委員（3グループ）
尾道市	モニタリングのみ	
福山市	外部評価なし	
府中市	行政評価 休止	
三次市	10人以内	学識経験、公募
庄原市	10人以内(当面7人)	行政経験者、企業経営者等、市民代表ほか
大竹市	市民モニター	登録制(117人・回収率20.1%)
東広島市	外部評価なし	
廿日市市	2人	他自治体職員（アドバイザー）
安芸高田市	外部評価なし	
江田島市	外部評価なし	

(2) 段階的評価

行政が実施する事業は、民間の場合とは異なり「負担（納税）」＝「受益」とならない場合もあるため、実施者、負担者、受益者等、様々な立場の視点で偏りのない評価を行う必要があります。

評価段階		評価手順
第1次評価	自己評価 (所管課による評価)	担当者評価シート作成 ↓ 所管課長評価
内部検討	評価対象事務事業の選定	各推進会議で、第2次評価対象を選定
第2次評価	参考意見の聴取 (市民視点の評価)	・プラモニ(インターネットを利用した市民意見) ・本支所で評価シートを供覧し、市民意見を聴取
	外部評価 (市民視点の評価)	評価委員会による評価

(3) 行政評価の対象事業

行政評価の対象とする事務事業は、予算の事業コードを細分化した事務事業（約500事業）とします。ただし、次に掲げるものを除きます。

評価対象としない事業

- (1) 法定受託事務・・・戸籍事務、国政選挙、生活保護事業、児童手当支給事業など
- (2) 職員人件費に属するもの
- (3) 普通建設事業（継続的な補助事業を除く。）・・・道路や施設の建設事業
- (4) 議会費に属するもの・・・議会運営費・議員人件費など
- (5) 既に外部評価を導入している事業・・・教育委員会部局の事業

- ・ 当面の運用として、毎年度、50事業程度を第1次評価(評価シートを作成)し、第2次評価以降は、各推進会議で選定する10事業程度について実施する。ただし、第1次評価対象のうち行政評価委員から特に申し出があった事業は、第2次評価の対象に加えることができる。

(4) 評価項目

評価は、次の評価項目により実施する。

評価項目	評価視点
優先度	分野別政策の中での優先度はどうか。
認知度	事業対象者及び対象者以外の市民が事業を認知しているか。 成果・効果も情報提供されているか。
有効性	費用に対し、有効な成果があがっているか。
受益者満足度	利用者(対象者)が満足しているか。
市民(納税者)納得度	受益者負担・事業に要する費用や効率性について、受益者以外の市民が納得できる事業であるか。
代替性	市が実施すべきか。協働の余地がないか。他の実施主体に類似事業はないか。
まちづくり基本条例	「市民が主役のまちづくり」の趣旨に沿い市民活動・団体活動を促進する事業形態であるか。

(5) 実施スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施内容			チェック シート作成	第1次評価	第2次評価 事業選定	第2次評価		最終判断	評価結果公表 (HP等)			

- ・ 翌年度の予算編成に反映させるため11月中での「最終判断」を原則とするが、見直しの調整に期間を要する場合は、翌々年度以降での見直し実施とする。

(6) 評価シート（別紙のとおり）

庄原市独自のエクセル評価シートを作成・使用する。

庄原市行政評価シート

平成 年度評価

事務事業名					
実施期間	平成 年度	～	平成 年度	(終期の設定のない場合は、終期を空白)	所管課

長期総合計画	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
予算科目	会計 #N/A	#N/A	款 #N/A	#N/A
	目 #N/A	#N/A	事業 #N/A	#N/A

対象者	対象者数など
根拠法令	
HPアドレス	

実施目的	
事務事業の概要	

	年度別実績概要
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	基準値	H	H	H	合計
事業費							0
							0
							0
		事業費計	0	0	0	0	0
		国県補助金					0
財源	地方債						0
	その他						0
	一般財源		0	0	0	0	0
実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	H	H	H	合計
成果 (アウトカム)	1						0
	2						0
	3						0
備考	1						0
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名					所管課			
評価項目		所管課評価	市民意見	評価委員会 評価	評価分布			
					市民意見		評価委員会	
優 先 度					分布	平均	分布	平均
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。							
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。							
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				#DIV/0!		#DIV/0!	
認 知 度					分布	平均	分布	平均
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。							
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。							
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				#DIV/0!		#DIV/0!	
有 効 性					分布	平均	分布	平均
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。							
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。							
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				#DIV/0!		#DIV/0!	
受益者満足度					分布	平均	分布	平均
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。							
B	どちらともいえない。							
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか。)				#DIV/0!		#DIV/0!	
市民(納税者)納得度					分布	平均	分布	平均
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。							
B	どちらともいえない。							
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				#DIV/0!		#DIV/0!	
代 替 性					分布	平均	分布	平均
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。							
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。							
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				#DIV/0!		#DIV/0!	
まちづくり基本条例適合性					分布	平均	分布	平均
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。							
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくりに沿った事業である。							
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				#DIV/0!		#DIV/0!	
所管課評価								
評価 詳細								
所管課が課題と 考える内容								
市民意見(プラモニ)		※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニとしての総括評価はありません。) ※全意見は、ホームページに掲載しています。						
意見数分布	現行どおり	拡 充	見直し	縮 小	終 了			
主な 意見								
行政評価委員会評価								※行政評価委員会の摘録(会議内容)は、 ホームページに掲載しています。
総括 意見								
 ※委員会における最終的な評価として総括したものであり、最も分布の多い評価を優先するものではありません。								
各 委員 の 意 見	評価分布	現行どおり	拡 充	見直し	縮 小	終 了		
	現行・ 拡充							
	見直し ・縮小							
	終了							

広島県及び県内市の行政評価実施状況

自治体名	実施状況	導入システム	実施方法
広島県	施策マネジメントの実施	独自	重要度の高い事業について実施
広島市	施策評価は、H23年度から休止 事務事業評価のみ実施	独自	重点事業を中心に実施
呉市	実施中	独自	予算の事業単位を細分化し、 5年サイクルで全事業を実施
竹原市	未実施		
三原市	実施中	独自	H25は市長公約により事業仕分けの手法に転換
尾道市	実施中	富士通総研	富士通総研（コンサル）に委託し実施・外部評価なし
福山市	行政評価は、H23年度から休止 再(Re)として、手法を変更実施	独自	再(Re)さいりは、ゼロベースからの事業を再検討・再構築・再起動
府中市	H19年度から休止		
三次市	実施中	独自	毎年、全事業を対象
大竹市	実施中	独自	市民モニター（177名：回答率20.1%）制度あり
東広島市	実施中	独自	毎年、全事業を対象
廿日市市	実施中	独自	毎年、全事業を対象 予算要求資料、行政評価、決算と同一資料で実施
安芸高田市	実施中	独自	毎年、全事業を対象 外部評価なし
江田島市	未実施 （補助金に特化して実施）	独自	補助金に特化して実施

庄原市行政評価実施要綱を次のように定める。

平成26年 5 月 9 日

庄原市長 木 山 耕 三

庄原市行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、庄原市まちづくり基本条例（平成23年庄原市条例第28号。以下「基本条例」という。）第12条の規定に基づき、市民の参画を得て、市が実施している事務事業の評価（以下「行政評価」という。）を行い、効率的かつ効果的な市政を推進するため、当該行政評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長部局、市長が別に定める行政委員会及び公営企業をいう。

(2) 推進会議 次に掲げる推進会議をいう。

ア 庄原市行政経営推進会議設置要領（平成25年庄原市訓令第13号）に定める推進会議

イ 庄原市民生施策推進会議設置要領（平成25年庄原市訓令第14号）に定める推進会議

ウ 庄原市産業交流施策推進会議設置要領（平成25年庄原市訓令第15号）に定める推進会議

エ 庄原市環境建設施策推進会議設置要領（平成25年庄原市訓令第16号）に定める推進会議

(3) 第1次評価 所管課による評価をいう。

(4) 市民意見の聴取 インターネットその他の媒体を利用し、市民の意見を聴取することをいう。

(5) 外部評価 第9条に定める委員会による評価をいう。

(6) 第2次評価 市民意見の聴取及び外部評価をいう。

(行政評価の時期)

第3条 行政評価は、対象となる事務事業を実施した年度の翌年度に実施するものとする。

(行政評価の順序)

第4条 行政評価は、第1次評価、市民意見の聴取、外部評価の順序で実施する。

(行政評価の対象件数)

第5条 一会計年度に実施する第1次評価の対象は、おおむね50件とし、第2次評価の対象は、おおむね10件とする。

2 第1次評価の対象は、所管課が選定するものとし、第2次評価の対象は、事務事業の分野を所管する推進会議（市長部局以外は、実施機関の長が定める組織）で選定する。

3 前2項の規定にかかわらず、当該年度の第1次評価の対象のうち第9条に定める委員会から申し出があった事務事業は、第2次評価の対象に加えることができる。

(事務事業の単位)

第6条 行政評価の対象とする事務事業は、次の単位を基本に市長が定めるものとする。

(1) 予算科目における事業単位

(2) 補助金、負担金の単位

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類に掲載する事業単位

(行政評価の対象)

第7条 行政評価の対象は、実施機関が実施している事務事業とする。ただし、次に掲げるもの（以下「対象外事業」という。）を除く。

(1) 法定受託事務及び法令等により実施が義務付けられているもの

(2) 職員人件費に属するもの

(3) 議会費に属するもの

(4) 普通建設事業（市の負担を伴う継続的な補助事業を除く。）

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づく点検及び評価の対象事務及び行政評価と同様の評価を実施しているもの

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、実施機関の長が必要と認めたときは、対象外事業についても評価を実施することができる。

(評価項目)

第8条 行政評価の評価項目は、優先度、認知度、有効性、受益者満足度、市民（納税者）納得度、代替性及び基本条例の趣旨への適合性とする。

(行政評価委員会の設置)

第9条 市民の参画を得て評価を行うため、庄原市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織等)

第10条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 行政経験を有する者
 - (2) 企業経営者等
 - (3) 市民の代表
 - (4) その他市長が必要と認めた者
- (委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長及び副委員長)

第12条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める。

3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、在任委員の過半数以上の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開を相当でないと認める場合は、この限りでない。

(利害関係委員の除斥)

第14条 委員長及び委員は、自己又は自己が属する団体等に利害関係のある評価案件については、その評価に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(評価結果の公表等)

第15条 市長は、行政評価を実施したときは、その結果を市の広報紙及びホームページへの掲載等の方法により、市民へ公表するものとする。

(実施方針の決定)

第16条 実施機関の長は、行政評価の結果を参考とし、事務事業に関する以後の実施方針を決定するものとする。

(市長の調整)

第17条 市長は、他の実施機関の長に対し、行政評価に関して報告を求め、又は助言を行うことができる。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年5月12日から施行する。

(庄原市行政評価委員会設置要綱の廃止)

2 庄原市行政評価委員会設置要綱（平成25年庄原市告示第120号）は、廃止する。

平成26年度 行政評価 評価結果一覧

	評価対象事業 及び所管課等	評価の視点	担当課 評価	プラモニ 意見	評価委員会 評価
1	医療従事者育成奨学金貸付事業 【保健医療課】 平成22年度～ H25事業費：56,383千円	中山間地域での医師確保については、広島大学医学部の「ふるさと枠奨学金制度」等もあり、医学生を対象とした奨学金制度は終了の方向で意見を求める。看護師等については、7対1病床や雇用状況を把握する中で、最小限とするなどの見直しが必要と考える。	縮小	現行 : 3 拡充 : 2 見直し : 2 縮小 : 8 終了 : 2	見直し <u>医学生については、代替制度(広島大学の制度)もあることから、終了の方向で検討されたい。看護師等については、将来の市内の雇用状況を調査研究し、人材が確保できよう下記の事項について見直しを検討されたい。</u> ・ <u>就職時の就職準備金制度への転換</u> ・ <u>貸付、債権管理事務効率化のため金融機関への利子補給制度への転換</u> ・ <u>所得制限の設定</u> なお、成果の検証に長期間を要する事業であり、見直しにあたっては将来ニーズを的確に把握するとともに定期的な検証に努められたい。
2	出産祝い金 【児童福祉課】 平成17年度～ H25事業費：59,950千円	市単独の交付金であり、市内での消費が適当と考えるが、市外での消費や子育て費用以外への充当も指摘されていることから、現金給付ではなく地域通貨(商品券等)での支給について意見を求める。また、市税等の滞納者については、祝い金を交付しない又は滞納金への充当を検討する。	見直し	現行 : 1 拡充 : 3 見直し : 10 縮小 : 3 終了 : 2	見直し 市全体で出産に祝意を示し、子育てを支援することは非常に重要であり本事業も継続すべきと考えるが、 <u>下記の事項について見直しの検討をされたい。</u> ・ <u>支給額の減額</u> (市民感覚からすると高額であると思われるため)。ただし、削減された財源は、他のより有効な子育て施策(入学祝い金等)への活用に留意されたい。 ・支給時期について、公平性が保たれ、より市民に満足感が得られるような <u>段階的な支給を検討すること。</u> ・ <u>市税等の滞納者については、不交付又は滞納金への充当など</u> ・ <u>所得制限の設定</u> (交付要綱で保護者の経済的負担の軽減も目的と規定されているため)。 ・ <u>地域通貨での支給は、事務量の増大・利用者のリスク等を慎重に検討されたい。</u> 仮に実施するのであれば、試行・利用者意見の把握が必要と考える。
3	まちなか活性化補助金 【商工観光課】 平成18年度～ H25事業費：4,195千円	まちなかエリアの店舗状況を考慮し、補助対象外としている「ジョイフル」と「ウィル西城」内の空きテナントを対象に加えることを含め評価を求める。また、申請の少ない「まちなかギャラリー等開設」と「まちなかイベント」については、制度の廃止を含めて検討する。	見直し	現行 : 1 拡充 : 5 見直し : 6 縮小 : 1 終了 : 1	見直し 空き店舗等活用創業支援事業については、次の事項に留意し、真に活性化につながり、かつ、市民の利便性が向上する施策となるよう努められたい。 ・ <u>大規模店舗については、</u> 大型店の優位性、事業目的の趣旨、既存テナントとの公平性等を考慮し、本補助事業の対象とすべきでないという意見とまち全体の活性化を図るため対象とすべきとの両論あったが、 <u>対象とすべきでないと考える。</u> ・補助金利用者に対し、経営計画の熟慮と地域活性化に資する意識醸成を図るとともに商工会議所等と連携し経営指導等を行うこと。 ・本制度に限らず総合的な施策を展開する中で買い物弱者の対策を行うこと。 <u>まちなかイベント事業</u> の利用が低迷している理由は、需要がないのではなく、活用が図れる制度でないことが原因であると考え。 <u>複数回での利用が可能などイベントの定着が図られる制度に変更し、事業を継続されたい。</u>
4	再生資源物回収報奨金 【環境政策課】 平成17年度～ H25事業費：520千円	報奨金単価(減額)や対象品目(ペットボトルの追加)の見直しを検討し、限られた財源を広く活用することで、資源化の促進、廃棄物排出量及び処理コストの削減を図ることについて意見を求める。	見直し	現行 : 3 拡充 : 0 見直し : 7 縮小 : 0 終了 : 3	見直し 本事業により一定の成果は評価できるが、団体の活動資金調達手段となっている面も見受けられ、交付要綱に定める「ごみの減量と地域環境の向上を図る」との目的との乖離が懸念されるため、縮小・終了すべきとの意見が出されていることを踏まえるとともに <u>次の点に留意し見直しを検討されたい。</u> ・啓発活動に注力すること。 ・ <u>報奨金交付団体へ</u> 研修会や施設見学を通じた事業目的に関する意識付けの取り組みを奨励すること。 ・より効果的に目的が達成できるよう <u>報奨金単価及び対象品目の見直し</u> ・広い視野での取り組みとして、ポイ捨て防止、分別の徹底施策 縮小・終了の方向性での見直しが適当と考えるが、激変緩和措置や段階的な制度改正に配慮されたい。

平成26年度 行政評価 評価結果一覧

	評価対象事業 及び所管課等	評価の視点	担当課 評価	プラモニ 意見	評価委員会 評価
5	広報紙の発行事業 【情報政策課】 平成17年度～ H25事業費:8,232千円	広報紙発行事業に対する評価に加え、市民に一方的な情報を伝えるだけでなく、市や地域が抱える課題を市と市民と一緒に考える「問題提起型の紙面づくり」について意見を聴取する。また、新聞等で報じられた事項に関し、(本来、広報紙への掲載は適さない又は不要と判断される)補足事項や事情・背景などを掲載することについて意見を求める。	拡充	現行 : 11 拡充 : 5 見直し : 2 縮小 : 1 終了 : 0	拡充 現行の紙面内容は、他市と比較しても評価できる。 広報紙は市民と行政の重要なパイプであり、「拡充して実施」の評価とする。なお、本評価内容は質的な充実を望むものであり、 <u>予算額・ページ数の増大を意図したものではない</u> ことに留意されたい。 また、下記の事項に配慮し充実を図られたい。 ・地域に向向いて市民の声を聴取すること。 ・広報紙モニター委員会の設置等、 <u>定期的なモニタリングに努めること。</u> ・ <u>新聞報道等への補足記事は、真に誤解を招く恐れがある場合等には掲載の必要性を認めるが、公の広報の性質に充分留意すること。</u> ・広報紙を事業所等へ配布できる方策を検討すること。 ・高齢化が進展する中で、持続可能な配布方法について検討すること。
6	福祉タクシー事業 【社会福祉課】 平成17年度～ H25事業費:21,394千円	現行内容での実施継続に関し、評価・意見を求める。	現行 どおり	現行 : 15 拡充 : 2 見直し : 0 縮小 : 0 終了 : 0	現行どおり 本市の制度は、他市と比較し対象となる障害の程度が広いなど充実した内容であること、バス事業者の障害者割引制度との関係や適正利用の観点から <u>バス券・ガソリン券の導入は適当でない</u> と判断されることから「現行どおり」の評価とするが、 <u>下記の点について、検討されたい。</u> なお、今後も適正な利用が図られるよう十分配慮すること。 ・地域・世帯構成等を考慮した交付枚数の設定 ・県外地域においても一定程度利用が想定される地域への利用拡大
7	賦課徴収事業 【税務課】 平成17年度～ H25事業費:内部事務経費	新たにクレジット納付を導入し、税以外にも含め納付方法の選択肢を増やしたいと考えるが、手数料が高額であるため評価・意見を求める。	拡充	現行 : 3 拡充 : 8 見直し : 1 縮小 : 1 終了 : 0	現行どおり <u>クレジット納付の導入は、費用対効果等を勘案し現時点での導入は時期尚早</u> と考え現行どおりの評価とする。しかしながら、クレジットカードの利用は急速に拡大しており、導入時機を失することのないよう、電算システムの更新時期、マイナンバー制度の動向に注視し、積極的に調査研究をされたい。また、 <u>導入検討する際には、次の事項に留意すること。</u> ・市民にクレジット納付について、わかりやすく説明し理解を求めること。(制度・納付の仕組み・セキュリティ等) ・現金納付、口座振替、コンビニ納付等、多様な納付方法との併用により利便性の向上を図ること。
8	住宅リフォーム助成金 【都市整備課】 平成23年度～平成27年度 H25事業費:9,555千円	本制度は平成22年度に3年間の期限付きで開始し、平成24年度末で終了予定であったが、地域経済の情勢等を考慮して3年間延長している。市内建築事業者の受注機会の確保に一定の成果が認められるため、平成28年度以降の制度継続について意見を求める。	現行 どおり	現行 : 5 拡充 : 3 見直し : 2 縮小 : 0 終了 : 3	現行どおり 本事業は、地元事業者の受注機会の拡大に有効な事業あり、現行どおりの評価とするが、 <u>下記の事項について改善に取り組まれたい。</u> ・ <u>周知不足が大きな課題</u> であり、業界団体、商工会議所等を通じ積極的な事業の広報に努めること。 ・より多くの施主が利用できるよう1件あたりの <u>補助金交付額の見直しを検討すること。</u> ・古民家再生、定住促進等、新しい視点に立った発展的な事業展開を模索すること。

平成26年度 行政評価 評価結果一覧

	評価対象事業 及び所管課等	評価の視点	担当課 評価	プラモニ 意見	評価委員会 評価
9	鳥獣被害防止総合対策交付金事業(ハード) 【林業振興課】 平成23年度～平成27年度 H25事業費:12,776千円	平成27年度末までは事業継続の予定であるが、市単独事業を含めた有害鳥獣の対策事業を検証するとともに、平成28年度以降の対応について意見を求める。	現行 どおり	現行 : 7 拡充 : 2 見直し : 3 縮小 : 1 終了 : 0	現行どおり 「 <u>現行どおり</u> 」の評価とするが、地域要望に応じた発展的な継続という趣旨であり、 <u>次の点について検討されたい。</u> ・地域ぐるみの取り組みを推進すること。 ・他地域の成功事例の情報収集・提供、新たな対策の調査研究を行うこと。 ・住民に対する研修会や助言等の支援もあわせて行うこと。 ・ <u>多様な対策手法により、あらゆる鳥獣への対策を検討すること。</u>
10	堆肥センター管理事業 【農業振興課】 平成17年度～ H25事業費:3,967千円	畜産農家の事業活動により生じた家畜排せつ物の管理及び処理を行う施設であるが、市内には地域団体が整備した堆肥センターもあることから、行政財産としての意義や民営施設との公平性の視点から、施設管理のあるべき姿・地元移管等について意見を求める。	見直し	現行 : 1 拡充 : 0 見直し : 5 縮小 : 1 終了 : 5	終了 旧町における設置目的は理解できるが、公平性の観点から対象施設は、 <u>地域の運営団体へ段階的に移管すべきであり「事業終了」とする。</u> なお、移管にあたっては、 <u>次の事項に留意されたい。</u> また、合併後の他の未統一事業について調査を行い、経営改革の視点から統一に努められたい。 ・移管後における <u>大規模修繕等のリスク対応について検討</u> すること。 ・地域団体が運営する施設の経営ノウハウの情報提供等、運営のための助言を行うこと。 ・ <u>施設利用者及び指定管理者に説明を行い移管時期の調整をすること。</u> (調整は速やかに実施すること。)
11	デイホーム事業補助金 【高齢者福祉課】 平成17年度～ H25事業費:8,825千円	実施回数や参加者数が増加傾向にあり、介護予防、地域福祉力の向上に一定の成果があがっている。今後は、市と自治振興区の連携を強化し、身近な介護予防の場としての運営支援を行い、市内全域での事業展開と内容の充実を図り、持続可能なサービスが提供可能な体制を整える。	拡充	現行 : 6 拡充 : 6 見直し : 4 縮小 : 0 終了 : 0	拡充 「 <u>拡充して実施</u> 」の評価とするが、補助金額の増額を意味するものではなく、必要な人に幅広く最適なサービスが提供できるよう、 <u>下記の点に留意し充実を図られたい。</u> ① 対象者への周知・広報活動を充実 ② 市、福祉事業者等の連携による <u>スタッフの負担軽減とノウハウの提供、情報共有によるスキルアップ</u> ③ <u>介護保険制度の改正に対応できる制度・体制を構築</u> ・全地域でサービスが提供されるよう早急な取り組み ・対象者の増、ニーズに対応できる体制づくり ・受益者負担の見直しを含めた安定的で持続可能な制度設計
12	農林施設整備事業補助金 【農村整備課】 平成17年度～ H25事業費:14,748千円	本事業は、農地保全に大きな効果があると思われるが、今後、施設老朽化により需要が拡大することも予想され、全額市の負担により実施していることから、市の財政状況を考慮すると補助率の引き上げ等は難しいと考える。農家の営農意欲を維持し農村環境を守っていくためには、最低限、現行の補助金制度を継続することが適当と考える。	現行どおり	現行 : 9 拡充 : 3 見直し : 1 縮小 : 2 終了 : 0	現行どおり 本事業は、地域の豊かな環境(国土)を将来にわたり守るための取り組みであり、「現行どおり」の評価とする。 なお、事業の推進にあたっては、 <u>下記の事項について検討し</u> 、より効果的かつ効率的な事業が展開されるよう努められたい。 ・市の <u>財政状況に応じ、適宜、補助率の見直しを検討</u> すること。 ・補助対象となる事業について、 <u>指標・基準を定めること。</u> (地域の耕作放棄地の割合や担い手の状況等を勘案) ・国県補助金の対象とならない事業に限り、市の補助制度を適用すること。 ・本補助事業をはじめ地域で実施されている様々な農業振興策について、各地域で情報を共有できる仕組みをつくること。